「令和 5 年度地域包括ケア「見える化」システムを活用した 地域分析方法に関する保険者支援事業」実施業務委託 【公募型プロポーザル募集要領】

1 目的

県内市町村において、介護保険事業計画の策定・進捗管理の際に必要な地域包括ケア「見える化」システムの操作及びその他各種システムのデータを収集・分析し、当該地域の介護保険事業の実情及び課題を把握するとともに、自立支援・重度化防止等の重要な施策を地域の実情に応じて効果的に実施するための手法を習得することを目的とする。

2 業務概要及び仕様事業内容

(1) 業務委託名

「令和 5 年度地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析方 法に関する保険者支援事業」実施業務委託

(2) 委託料の上限額

委託費 2,156,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)

[委託料の対象となる経費]

講師謝金、講師旅費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料、パソコン等備品賃借料、事務職員に係る賃金等

(3) 業務内容

別紙「令和5年度地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析方法に関する保険者支援事業業務委託仕様」のとおり。

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

3 主なスケジュール

項目	日 程
質問書の提出期限	令和5年5月31日(水)17時まで
質問に対する回答の公表	令和5年6月1日(木)17時まで
参加表明書の提出期限	令和5年6月5日(月)17時まで
企画提案書の提出期限	令和5年6月12日(月)17時まで
プレゼンテーションによる審査会	令和5年6月16日(金)
審査結果の通知	令和5年6月20日(火)
契約締結	令和5年6月下旬頃

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生法手続き開始の申立をしている団体若しくは申立てがなされている団体にあっては、当該手続きの開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 募集開始から契約締結日までに国または福島県から入札参加における指名 停止を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。
 - ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供 与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しく は関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利 用するなどしている者。
- (7) 県税を滞納している者でないこと。
- (8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 本業務を実施するにあたり、契約開始日より円滑に業務運営を行うために 必要な執行体制を整えることができること。

5 実施要領等の入手方法

募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県保健福祉部高齢福祉課 (以下、「高齢福祉課」という。)のホームページからダウンロードして入手 してください。なお、高齢福祉課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

6 質問書の提出

(1) 提出書類 質問書(第1号様式)

(2) 提出期限 令和5年5月31日(水)17時まで(必着)

(3) 提出方法

電子メールより提出してください。また、件名は「「地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析方法に関する保険者支援事業(仮称)」実施業務委託に関する質問とし、電子メールの送信後に、その旨を電話にてお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、高齢福祉課のホームページにて公表します。なお、個別の回答は行いません。

(5) 回答日時 令和5年6月1日(木)17時まで

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する意思がある者は、参加表明書等を提出期限までに 「12 問合せ及び各種書類の提出先」まで提出してください。なお、この提出が ない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出書類

ア 参加表明書 (第2号様式)

- イ 団体等概要(第3号様式)と直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況がわかるもの)
- ウ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営 規約に相当するもの)
- エ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの) 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住 所を記載した書類)
- オ 暴力団等反社会的勢力ではないこと及び入札参加資格制限中の者ではないことの表明・確約に関する同意書(第4号様式)
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和5年6月5日(月)17時まで(必着)
- (4) 提出方法 持参又は郵送してください。

(5) 参加資格審査

参加表明者の参加資格要件の適否を確認後、速やかにその結果を通知いたします。

8 企画提案書等の提出

参加資格要件が適当と認められた者は、企画提案書等を提出期限までに「12 問合せ及び各種書類の提出先」まで提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表

委託仕様書の委託業務内容に記載している各業務が円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案をしていただくとともに、各業務の実施方法について具体的に記載してください(様式任意。ただし、日本工業規格A4版カラー両面刷(表紙を含めて20頁以内、長編綴じ・左1カ所止め)とする)。

- イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本工業規格A4版消費税額は10%と する。)
- ウ 業務実施体制書(第5号様式)
- (2) 提出部数 5部(正本1部、副本4部)
- (3) 提出期限 令和5年6月12日(月)17時まで(必着)
- (4) 提出方法

持参又は郵送してください。アについては PDF データも提出してください。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格または無効

ア 参加資格を満たしていない場合

- イ 同一者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合 なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効 とした場合、一般書留または簡易書留による配達の記録を有さない者からの 異議は受け付けません。
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- オ 見積書の金額が 2 (2)の上限額を超過している場合
- カプロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接 的又は間接的に求めた者が提出した場合
- キ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- ク 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員) が刑法に定める容疑により逮捕または起訴された場合
- ケ 下記 10(2)審査委員会 (プレゼンテーション) 当日に出席しなかった場合。 ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション 開始時刻に到着できなかった場合を除く。
- コ その他本募集要領または福島県があらかじめ指示した事項に対する重大な違 反が認められる場合

(2) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(4) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加 資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しません。
- エ 提出された企画提案書等に係る公文書開示請求については、提案者の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審查方法

審査委員会による審査会において、企画提案書等のプレゼンテーション・ヒアリングを実施します。審査委員の合計得点が満点の6割以上に達し、最も高い者を業務受託予定者(単独随意契約の予定者)に選定します。 なお、最高得点の者が複数いる場合は、低価格者を委託候補者とします。

(2) 審査会

ア開催日時

令和5年6月16日(金)(予定)

イ 所要時間

プレゼンテーションの持ち時間は、1社15分とします。その後、10分程度の質疑応答を行います。

ウその他

- ・場所は、福島市内で時刻と合わせて、別途通知します。
- ・審査会当日における追加資料の配付・使用は認めません。
- (3) 審査基準及び配点

別紙「審査基準」のとおりです。

(4) 結果通知

令和5年6月20日(火)(予定)

・プレゼンテーションの結果は、企画提案の採用、不採用にかかわらず、 書面により通知するとともに、業務委託予定者及び評点、その他の応募者 の評点(会社名は非公表)を高齢福祉課ホームページで公表します。

・選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。その回答は、書面が到達した日から10日以内とし、回答内容は「請求者及び最優者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

11 契約の締結等

(1) 仕様書等の協議

業務受託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定したうえで契約を締結します。なお、仕様書の内容は、業務受託予定者が提案した内容を基本としますが、一部変更する場合があります。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し、定します。

(3) その他

業務受託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、または業務受託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

12 問合せ及び各種書類の提出先

T960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎7階)

福島県保健福祉部高齢福祉課(担当:柳沼(やぎぬま))

電話 024-521-7745 FAX 024-521-7748

メール koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp